

特定工場に係る規制基準（騒音規制法第4条・振動規制法第4条）

用途地域 規制基準		第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	田園住居地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	用途地域の指定のない地域	工業地帯	工業専用地帯	備考
騒音規制基準	第1種区域			第2種区域			第3種区域			第4種区域			第2種、第3種、第4種区域内の学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内は5デシベル減とする。			
	8時 ～ 18時	18時6分 ～ 21時8分	21時6分 ～ 6時	8時 ～ 18時	18時6分 ～ 21時8分	21時6分 ～ 6時	8時 ～ 18時	18時6分 ～ 21時8分	21時6分 ～ 6時	8時 ～ 18時	18時6分 ～ 21時8分	21時6分 ～ 6時				
	50デシベル	45デシベル	40デシベル	55デシベル	50デシベル	45デシベル	65デシベル	60デシベル	50デシベル	70デシベル	65デシベル	55デシベル				
振動規制基準	第1種区域						第2種区域						学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内は5デシベル減とする。			
	6時～21時			21時～6時			6時～21時			21時～6時						
	65デシベル			55デシベル			70デシベル			60デシベル						

※騒音規制法の指定地域：旧水戸市は全域指定，旧常澄村は全域指定，旧内原町は工業専用地域を除き指定
 振動規制法の指定地域：旧水戸市は工業専用地域及び用途地域の指定のない地域を除き指定，旧常澄村は全域指定，旧内原町は工業専用地域を除き指定

特定建設作業に係る規制基準（騒音規制法第15条第1項・振動規制法第14条第1項）

用途地域 規制基準	第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	田園住居地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	用途地域の指定のない地域	工業地帯	工業専用地帯	備考
騒音規制基準	くい打機	第1号区域 85デシベル以下， 19時～7時禁止， 1日10時間以内， 連続6日以内， 日曜その他の休日の禁止											第2号区域 85デシベル以下， 22時～6時禁止， 1日14時間以内， 連続6日以内， 日曜その他の休日の禁止		第2号区域内のうち学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域内は第1号区域とする。
	びょう打機														
	さく岩機														
	空気圧縮機														
	コンクリートプラント														
	バックホウ														
	トラクターショベル														
	ブルドーザー														
振動規制基準	くい打機	第1号区域 75デシベル， 19時～7時禁止， 1日10時間以内， 連続6日以内， 日曜その他の休日の禁止											第2号区域 75デシベル， 22時～6時禁止， 1日14時間以内， 連続6日以内， 日曜その他の休日の禁止		第2号区域内のうち学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域内は第1号区域とする。
	鋼球使用作業														
	舗装版破砕機														
	ブレーカー														

※騒音規制法の指定地域：旧水戸市は全域指定，旧常澄村は全域指定，旧内原町は工業専用地域を除き指定
 振動規制法の指定地域：旧水戸市は工業専用地域及び用途地域の指定のない地域を除き指定，旧常澄村は全域指定，旧内原町は工業専用地域を除き指定